

令和8年度

葛飾区臨時的任用職員及び育児休業代替任期付職員募集要項 【保育士・児童指導】

令和8年4月13日
葛 飾 区

◆臨時的任用職員

「地方公務員法」第22条の3第1項の規定に基づき、常時勤務を要する職に欠員が生じた場合にあらかじめ任期を定めて採用する職員です。

◆育児休業代替任期付職員（以下「育休代替職員」という。）

「地方公務員の育児休業等に関する法律」第6条第1項の規定に基づき、育児休業を取得する職員の代替職員として、職員の育児休業の請求期間を限度として、あらかじめ任期を定めて採用する職員です。なお、育休代替職員の勤務条件は任期の定めのない職員に準じます。ただし、一部に例外があります。

1 採用職種等

採用職種	区分	勤務場所
福祉（保育士・児童指導）	Ⅱ類	区立保育園・児童館 等 ※敷地内禁煙

2 採用予定時期、受験資格等

採用予定時期にあわせ、複数回実施します。採用予定人数は、各回 **若干名**です。

実施回	採用予定時期	選考日程	受験資格(※1, 2, 3)	
	(※4, 5)	(応募状況により、面接を別の日に設定させていただく場合があります。)	下記年月日までに生まれた方	下記年月日までに ①保育士資格を有し、都道府県知事の登録を受けている方、または ②児童指導員の資格を有している方(※6)
第1回	令和8年6月1日以降	令和8年5月9日(土)	平成18年6月1日	令和8年5月31日
第2回	令和8年8月1日以降	令和8年6月13日(土)	平成18年8月1日	令和8年7月31日
第3回	令和8年10月1日以降	令和8年8月15日(土)	平成18年10月1日	令和8年9月30日
第4回	令和8年12月1日以降	令和8年10月17日(土)	平成18年12月1日	令和8年11月30日
第5回	令和9年2月1日以降	令和8年12月12日(土)	平成19年2月1日	令和9年1月31日
第6回	令和9年4月1日以降	令和9年1月23日(土)	平成19年4月1日	令和9年3月31日

※1 地方公務員法で選考を受けることができないとされる方(「Logoフォーム採用選考申込ページ参照」)は受験できません。

- ※2 現に葛飾区職員（育児休業代替任期付職員、一般任期付職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員、特別職非常勤職員及び、教育公務員を除く）の方は受験できません。
- ※3 国籍は問いませんが、日本国籍以外の場合は、「出入国管理及び難民認定法別表第2（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）に掲げる在留資格を有する者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」であることが条件となります。
- ※4 本採用選考に合格した方は、採用候補者となり、職員の妊娠出産休暇や育児休業の取得状況に応じて採用します。ただし、職員の休暇等取得状況によっては採用されない場合があります。
- ※5 本採用選考は、臨時的任用職員と育休代替職員を併願することができます。
- ※6 ①、②ともに記載年月日までに取得見込みの方を含みます。また、②のみに該当する方の勤務場所は児童館となります。
- ※7 本業務へ従事するにあたっては、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、申込フォームにより、特定性犯罪の前科の有無を確認いたしますので、ご了承の上、お申し込みください。確認の結果、特定性犯罪の前科があることが判明した場合は、採用できない場合があります。また、特定性犯罪前科がない旨の申告があったものの、実際には特定性犯罪前科があった場合、内定取消事由に該当するものと考えられますので、あわせてご了承ください。
- ※8 採用内定者については、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）に基づき、本採用選考の採用日までに「保育士特定登録取消者管理システム」を活用し特定登録取消者に該当するかどうかを確認します。照会の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は、採用できない場合があります。

3 選考方法等

選考会場	受験票により指定する場所	
選考方法	作文	課題式により800字程度（60分）
	面接	個別面接（20分程度）
合格発表	各回 選考実施日の概ね2週間後（詳細は選考実施日当日にお知らせします。）	

4 任期

臨時的任用職員：6月を超えない期間

育休代替職員：概ね6月以上3年未満

※職員の妊娠出産休暇・育児休業請求期間に応じて、採用時に決定します。

両選考を併願し、合格された方は、臨時的任用職員から引き続いて育休代替職員に任用される場合があります。

5 勤務条件（令和8年4月1日現在）

（1）初任給（地域手当を含む。）

月額 約255,600円

- ・職務経験等がある場合は、一定の基準により加算されます。
- ・その他、期末・勤勉手当、通勤手当等の諸手当が規定に基づき支給されます。
- ・採用前に給与改定があった場合には、その定めるところによります。

(2) 勤務日及び勤務時間

月曜日～土曜日（4週8休）【※保育園勤務の場合】


午前7時～午後8時30分の間で1日実働7時間45分

(3) 有給休暇等

年次有給休暇が付与されます（採用月により付与日数は異なります。）。

その他に夏季休暇、慶弔休暇、妊娠出産休暇等がありますが、リフレッシュ休暇、育児休業は取得できません。また、育児短時間勤務の取得もできませんのでご注意ください。

6 申込手続

申込方法	【電子申請】 下記の二次元コード、または申込URLにより申込フォームにアクセスし、画面の指示に従ってすべての必要項目を入力し、下記申込受付期間中に申請してください。
申込フォーム	【LoGoフォーム】  https://logoform.jp/f/wVKnj

【申込受付期間】

令和9年1月8日まで、以下の受付期間にて随時募集しております。採用予定時期を確認の上お申し込みください。

※下記期間内受信有効

実施回	受付期間
第1回	令和8年4月13日（月）～令和8年4月29日（水）
第2回	令和8年5月4日（月）～令和8年5月29日（金）
第3回	令和8年6月1日（月）～令和8年7月31日（金）
第4回	令和8年8月4日（火）～令和8年10月2日（金）
第5回	令和8年10月5日（月）～令和8年11月27日（金）
第6回	令和8年11月30日（月）～令和9年1月8日（金）

- ※ 受験票はメールにて送付いたします。必ずメールアドレスをご記入ください。
- ※ 選考実施日の3日前までに届かない場合には、下記までお問い合わせください。
- ※ 各選考の集合時間にお越しただけない場合は辞退といたします。作文または面接試験のみの受験はできません。
- ※ 申込書類等の返却は応じかねますので、予めご了承ください。
- ※ 個人情報の取扱については、葛飾区個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、適切に管理しています。また、規定の保存年限経過後に廃棄します。

○申し込み・問い合わせ（受付時間：9時から17時）

〒124-8555 葛飾区立石5-13-1 葛飾区総務部人事課人事係

（区役所内郵便局2階）

TEL 03-5654-8151（直通）

メールアドレス katsu-saiyou@city.katsushika.lg.jp